

日本赤十字社診療放射線技師会 基金運用規約

(目 的)

第 1 条

この規約は会則第 24 条により第 4 条の活動を強固にし、その基礎を確立するため積み立て基金について定める

(積み立て方法)

第 2 条

前条の目的を達成するために一般会計より毎会計年度 10,000 円以上の積み立てを行なう。

(積み立て期間)

第 3 条

基金は 300 万円に達するまでとする。

(運 用)

第 4 条

基金は理事会の議決を経て運用する。

(会 計)

第 5 条

特別積み立て基金は一般会計特別枠とし、金融機関に預金し保管責任は会長が負う。

(収 入)

第 6 条

基金より生ずる収入は目標額に達するまで基金に繰り入れる。

(監 査)

第 7 条

基金に関する会計監査は監事が行ない、その結果を総会に報告しなければならない。

(改 廃)

第 8 条

この規約の改廃は理事会にはかり総会の承認を得るものとする。

附 則

この規約は昭和 52 年 11 月 17 日より施行する。

平成 10 年 5 月 28 日 改正

平成 12 年 6 月 5 日 改正

平成 21 年 6 月 8 日 改正

平成 26 年 5 月 23 日 改正